

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の背景

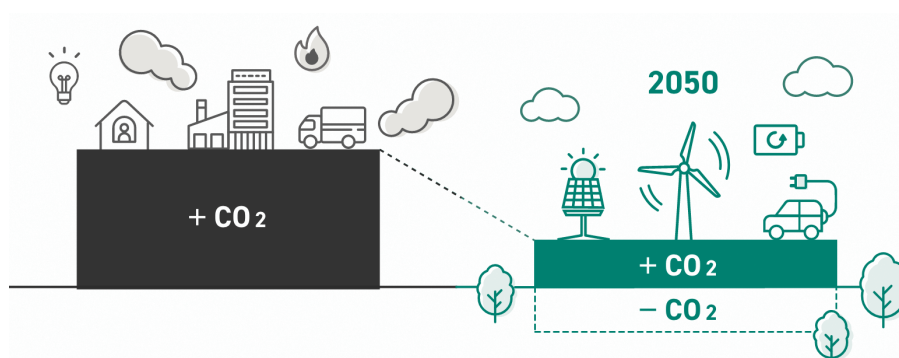
近年、地球温暖化により引き起こされる台風や、豪雨等の災害は、私たちの生活に非常に深刻な影響を及ぼしています。

平成27年（2015年）に合意された「パリ協定」では、地球温暖化を防ぐため「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が掲げられました。

さらに、平成30年（2018年）に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、この目標を達成するためには「2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。

現在、国をはじめ、全国各地の地方公共団体がゼロカーボンシティ宣言を行い、様々な対策に取り組んでいます。

本市においても、令和4年（2022年）2月に袋井市「ゼロカーボンシティ」宣言を表明し、温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指し、市民、事業者と一丸となって全力で取り組んでいくことを宣言しました。



資料：脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

図 1-1 ゼロカーボン（カーボンニュートラル）の仕組み

第2節 計画の趣旨

(1) 計画の目的と役割

令和 32 年（2050 年）におけるゼロカーボンシティの実現を含めた地球温暖化防止、気候変動対策を推進することを目的として、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」を策定します。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 4 項に定める地方公共団体実行計画、及び「気候変動適応法」第 12 条に定める気候変動適応計画に該当します。



資料：気候変動適応情報プラットフォーム [A-PLAT]

図 1-2 緩和策と適応策

(2) 計画の位置づけ

本計画は「第2期袋井市環境基本計画」の地球温暖化対策に関する分野別の計画として位置づけられます。

また、袋井市「ゼロカーボンシティ」宣言で掲げる令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すための具体的な施策を記載した計画とします。

計画の策定に当たっては、「第5期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」※、「袋井市一般廃棄物処理基本計画」等との整合を図ります。

※第5期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）…事業者としての市の対策を定める計画

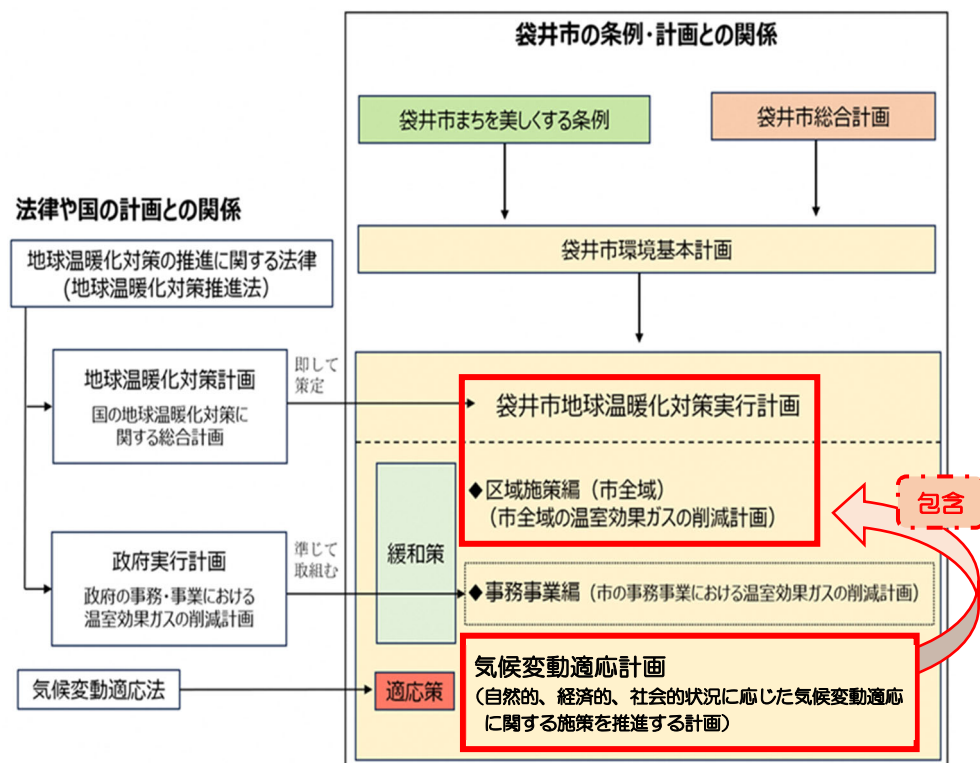


図 1-3 本計画の位置づけ

【参考】本計画策定の根拠となる法律

地球温暖化対策の推進に関する法律

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第2項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

気候変動適応法

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

第3節 計画の基本的事項

(1) 計画の期間及び目標年度

- 計画期間：令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）
- 目標年度：中期目標 令和12年度（2030年度）※
長期目標 令和32年（2050年）
- 基準年度：平成25年度（2013年度）

※温室効果ガス排出量の算定において3年程度のタイムラグが生じることから、次期計画の策定時において中期目標の評価を行います。

(2) 計画の対象

袋井市全域

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められた以下の7種類のガスとします。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源	工業プロセス、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼育及び排せつ物、農業廃棄物の焼却、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の使用、家畜の飼育及び排せつ物、農業廃棄物の焼却、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器等の電気機械器具の使用・点検
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

資料：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和5年3月環境省）を基に作成

(4) 対象とする排出部門

本計画では温室効果ガスの排出部門を下記のとおり5部門に分けて整理します。

家庭部門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

業務その他部門：事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出

産業部門：製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出

運輸部門：自家用自動車を含む自動車、船舶、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

廃棄物部門：廃棄物の焼却に伴い発生する排出、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出、排水処理に伴い発生する排出等